

会 員 各 位

(公社) 青森県トラック協会

会費請求書発行に当たり、車両割の算定となる保有車両台数が、前期請求台数から変更があった場合は、以下に定める基準日までに、本票によりご報告ください。

(公社) 青森県トラック協会 事務局あて

F A X : 0 1 7 - 7 2 9 - 2 2 6 6

保有車両台数変更届

送信日：令和 年 月 日

会 員 名：

ご担当者名：

連 絡 先：

変更後

最大積載量			牽引車 トラクタヘッド	合計台数
2t 以下 (霊柩車含む)	10 t 未満 (トレー含む)	10 t 以上 (トレー含む)		
車両割@100	車両割@150	車両割@170	車両割@100	
台	台 (内トレー 台)	台 (内トレー 台)	台	台 (内トレー 台)

※県内事業者で複数営業所のある会員は、本社で取りまとめて報告してください。

※フルトレーラ、ダブル連結トラックの牽引車は、最大積載量の区分に記入してください。

※県外本社の会員は、主管となる支店営業所で県内台数を取りまとめて報告してください。

青ト協 会費算定に用いる保有車両台数（県内貨物営業ナンバー）の取り扱い

- ①会員は、登録車両台数に増減があった場合は、「保有車両台数変更届」により、青森県トラック協会事務局に速やかに報告すること。（登録車両台数の修正は会員の申し出により行う。）
- ②「保有車両台数変更届」により報告のあった台数は、次回の会費請求書から反映します。（台数変更による遡及しての請求書の再発行はいたしません。）
- ③基準日
第1期請求分(4～6月分) 4月1日時点で報告された台数で請求 ※会員名簿掲載台数
第2期請求分(7～9月分) 7月1日時点で "
第3期請求分(10～12月分) 10月1日時点で "
第4期請求分(1～3月分) 1月1日時点で "
(例) 4月1日に台数変更が報告された場合は、第1期請求分から反映します。
4月2日に台数変更が報告された場合は、第2期請求分から反映します。
- ④時点が土日祝の場合は、以降の直近する平日を基準日とする。

担当：総務部 電話 017-729-2000